

議案第128号

## 静岡市職員退職手当支給条例の一部改正について

静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月9日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

### 静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）」を削る。

第3条第2項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を、「又は条例」の次に「若しくはこれに基づく市規則」を加え、「含む」の次に「。（第17条の2第2項において「勤務日数」という）を、「18日」の次に「（1月間の日数（静岡市の休日を定める条例（平成15年静岡市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第17条の2第2項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第6条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第7条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第8条中「平成15年静岡市条例第29号」を「令和4年静岡市条例第 号」に、「15年を」を「20年を」に改める。

第11条第1項中「除く。以下」を「除く。第13条第4項において」に改め、「額（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第11条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第17条の2第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく市規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改め、同条第4項中「、当該退職」を「当

該退職」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のもの  
その他市規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市規則で定  
める職員が市規則で定めるところにより、任命権者にその旨を申し出たときは、当該事業の実  
施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数  
を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定によ  
る期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改  
める。

第17条の6第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短  
時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条の7第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職  
員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条の9第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」  
を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同  
条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処  
分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第15項中「附則第16項」を「附則第15項」に改める。

附則第25項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の8項を加える。

（定年退職年齢の引上げに伴う経過措置）

27 当分の間、第6条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に  
達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及  
び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用  
する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあ  
るのは、「若しくは第7条又は附則第27項」とする。

28 当分の間、第7条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日  
以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又  
は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。こ  
の場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、  
「若しくは第7条又は附則第28項」とする。

29 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については  
適用しない。

(1) 静岡市職員の定年等に関する条例（令和4年静岡市条例第 号）による改正前の静岡市職員の定年等に関する条例（平成15年静岡市条例第29号。以下「旧定年条例」という。）第3条第1項ただし書に定める職員

(2) 旧定年条例第3条第2項に定める職員

(3) 給与その他の処遇の状況が前2号に掲げる職員に類する職員として市規則で定める職員

30 給与条例附則第33項の規定による職員の給料月額の変定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

31 当分の間、第6条第1項第4号並びに第7条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第8条及び第10条第3項の規定の適用については、第8条中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第29項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては70歳とし、同項第3号に掲げる職員にあつては市規則で定める年齢とする。）に達する日」と、同条の表第6条第1項及び第7条第1項の項、第7条の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第10条第3項の表第1項の項、第2項第1号の項及び第2項第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第29項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては70歳とし、同項第3号に掲げる職員にあつては市規則で定める年齢とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

32 当分の間、第6条第1項第4号並びに第7条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（市規則で定める者を除く。）に対する第8条及び第10条第3項の規定の適用については、第8条中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第6条第1項及び第7条第1項の項、第7条の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第10条第3項の表第1項の項、第2項第1号の項及び第2項第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

33 当分の間、第6条第1項第4号及び第7条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第8条及び第11条の2の規定の適用については、第8条の表以外の部分中「係る定年」とあるのは「係る定年（附則第29項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては70歳とし、同項第3号に掲げる職員にあつては市規則で定める年齢とする。）」とし、同条及び第11条の

2第1項第1号中「20年」とあるのは「15年」とし、同号中「定年」とあるのは「定年（附則第29項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては70歳とし、同項第3号に掲げる職員にあつては市規則で定める年齢とする。）」とする。

34 当分の間、第7条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて定年（附則第29項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳、同項第2号に掲げる職員にあつては70歳、同項第3号に掲げる職員にあつては市規則で定める年齢をいう。以下同じ。）に達する日前に退職したときにおける第8条及び第10条第3項の規定の適用については、第8条の表第6条第1項及び第7条第1項の項、第7条の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第10条第3項の表第1項の項、第2項第1号の項及び第2項第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第29項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳、同項第2号に掲げる職員にあつては70歳、同項第3号に掲げる職員にあつては市規則で定める年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年齢で除して得た割合」とする。

35 当分の間、第7条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて定年に達した日以後に退職したときにおける第8条及び第10条第3項の規定の適用については、第8条の表第6条第1項及び第7条第1項の項、第7条の2第1項第1号の項及び第7条の2第1項第2号の項並びに第10条第3項の表第1項の項、第2項第1号の項及び第2項第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年齢で除して得た割合」とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定（「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える部分を除く。）及び第17条の2の改正規定並びに附則第15項及び第25項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市職員退職手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項及び第17条の2第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の期間における当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 3 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の条例第2条の規定の適用については、同条中「要するもの」とあるのは、「要するもの（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）」とする。
- 4 改正後の条例第17条の2第4項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。